

令和5（2023）年5月吉日

保護者様

みよし市教育委員会

学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応について

日頃より、本市の教育に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

このたび、本年5月8日をもって、新型コロナウイルス感染症が、5類感染症へ移行されることになりました。今後も、感染拡大を防止していくため、学校において日々の感染状況に応じた感染対策を講じながら学校での教育活動を進めてまいります。

つきましては、保護者の皆様の御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

1 感染症予防のための基本的な対策

（1）平時

- ① 健康観察の実施
- ② 適切な換気の実施
- ③ こまめな手洗いの徹底

※ マスクの着用は求めません。また、給食時等の黙食は行いません。

（2）感染流行時

活動に応じて、次のような措置を一時的に講じる。

- ① 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える。
- ② 触れ合わない程度の身体的距離を確保する。

2 保護者の皆様へのお願い

（1）免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの良い食事をとれるように心がけてください。

（2）清潔なハンカチ、ティッシュ、必要に応じてマスク（マスクケース）を持たせてください。

（3）毎日の健康観察

- ・ 登校前に、健康チェックを行ってください。「健康観察記録」の提出は不要です。
- ・ 発熱や風邪などの症状がある場合は、無理をせず御家庭で休養をさせてください。ただし、今後は「欠席扱い」となります。

（4）新型コロナウイルス感染症に感染した場合

- ・ 出席停止となります。出席停止の期間は、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでです。
- ・ 出席停止の解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨しております。
- ・ 同居の家族が感染していても、本人の感染が確認されていない場合は、直ちに欠席する必要はありません。

（5）感染が不安な場合

「同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合」「お子様に基礎疾患などがあり、主治医の見解を保護者に確認のうえ、登校すべきでないと判断した場合」については、これまでどおり「欠席扱いにはしない」ことも可能です。学校へご相談ください。